

2 申請方法等

受験上の配慮の申請は、(1)出願前に申請する方法（出願前申請）と、(2)出願時に申請する方法（出願時申請）の二つの方法があります。申請に当たっては、以下のことに留意してください。

- 申請に当たっては、障害等の種類と程度や希望する配慮事項によって、必要な申請書類が異なります。詳細は「7-3 申請書類の組合せ」（→37 ページ）を確認してください。
- 希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前に申請してください。
- 出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月3日（金）（消印有効）までに申請してください。審査結果は、9月下旬までに「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。
- 受験上の配慮申請書、診断書等の申請書類は、必ずコピーを取った上で、原本を提出し、コピーは大切に保管しておいてください。申請書類は一切返却できません。
- 申請書類に不備がある場合は審査が行えず、不受理又は不許可となることがあるため、提出に当たっては必要な書類をよく確認してください。

(1) 出願前に申請する方法 【受付期間 8月2日（月）～9月24日（金）（消印有効）】

- ① 出願前に申請する場合は、市販の封筒（送付先住所が出願時とは異なりますので、受験案内に添付してある封筒は使用しないでください。）の表面に「受験上の配慮出願前申請」と朱書きし、次の(i)及び(ii)の書類を取りそろえて大学入試センター事業第1課（〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23）に簡易書留郵便により送付（注1）してください。

【この冊子にとじ込み】

- (i) 受験上の配慮申請書
- (ii) 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等（注2）

- ② 受験上の配慮を出願前に申請しただけでは、大学入学共通テストに出願をしたことにはなりません。

出願する場合には、必ず出願期間内（9月27日（月）～10月7日（木））に次の(iii)及び(iv)の書類を取りそろえて、出願（注3）してください。

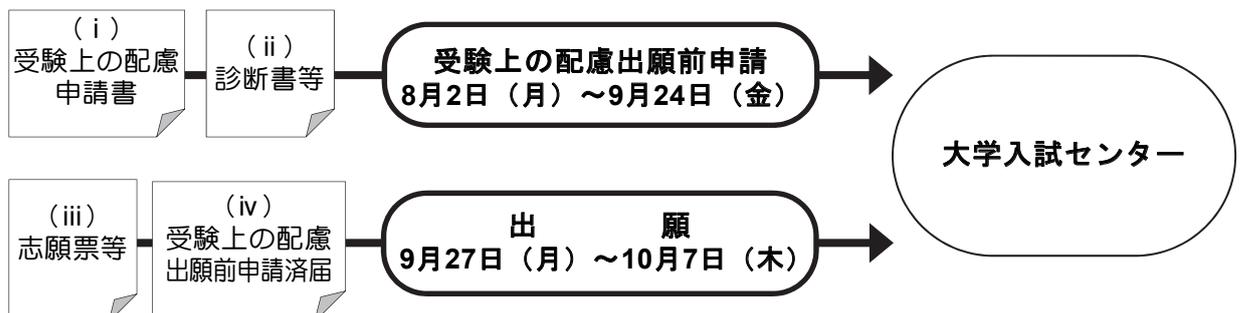
※ 出願前に申請をした場合でも、出願しないこともできます。出願がなかった場合には、大学入試センターは、出願後に行う受験上の配慮の申請に係る手続を行いません。

【受験案内に添付】

- (iii) 志願票等の所定の書類

【この冊子にとじ込み】

- (iv) 受験上の配慮出願前申請済届



(2) 出願時に申請する方法 [受付期間 9月27日(月)～10月7日(木)(消印有効)]

出願時に申請する場合は、次の(i)～(iii)の書類を取りそろえて、出願期間内(9月27日(月)～10月7日(木))に出願(注4)してください。

【この冊子にとじ込み】

- (i) 受験上の配慮申請書
- (ii) 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等(注2)

【受験案内に添付】

- (iii) 志願票等の所定の書類



(注1) 申請書類の送付については、「高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校の卒業見込みの者」(以下「卒業見込者」という。)は、在学している学校で取りまとめても、個人で直接大学入試センターに郵送してもどちらでも構いません。

(注2) 医師の診断書には、希望する全ての配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。

また、医師の診断書や状況報告書等以外にも、障害等の程度や希望する配慮事項によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合があります。この場合、「受験上の配慮事項審査結果通知書」の到着が遅れることがあります。

(注3) 出願前に申請した「卒業見込者」は、(iii)及び(iv)の書類を在学している学校に提出してください。

(注4) 出願時に申請する「卒業見込者」は、(i)～(iii)の書類を在学している学校に提出してください。

(3) 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて、適切に取り扱います。詳しくは、受験案内56ページを参照してください。

3 受験上の配慮事項の決定

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。